



リサイクル通信

vol.44 令和7年10月 和歌山市環境部

食品ロス削減月間でもあります。

10月は、



Reduce

リデュース ごみを減らす

Reuse

リユース 繰り返し使う

Recycle

リサイクル 分けて資源に

まずは Reduce
リデュース
ごみを減らそう

和歌山市では、2年ごとに家庭からの一般ごみの細分別調査をしています。その中は、資源が約15%で分別されず一般ごみに入っています。さらなる分別のご協力をお願いします。そして、約40%は生ごみです。内訳は、調理くず（過剰除去）・食べ残し・手つかず食品（直接廃棄）になります。



資源はしっかりと分別してね。

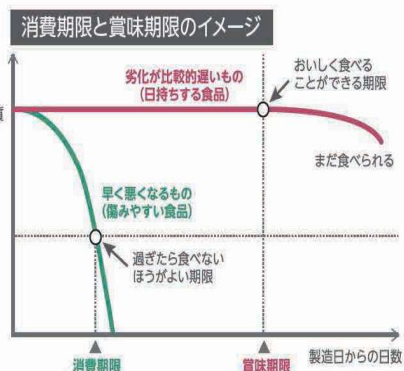
過剰除去…食べられる部分まで過剰に除去
食べ残し…食事を食べきれずに残して廃棄
直接廃棄…消費・賞味期限が過ぎて廃棄



消費期限・賞味期限を理解しよう

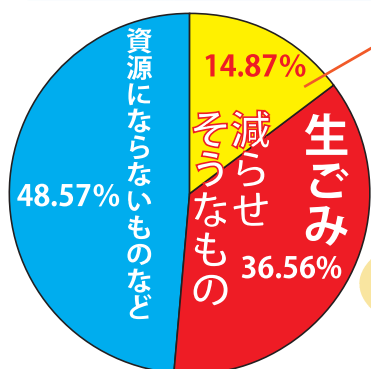
消費期限…品質の劣化が早い食品。期限が過ぎたら食べない方がよい。たとえば、弁当や惣菜、総菜パンなどの食品類。

賞味期限…品質の劣化が比較的遅い食品に表示されている。保存方法が守られていれば期限が切れてもすぐに食べられなくなるわけではない。たとえば、缶詰、菓子、レトルト食品など。



一般ごみの中には

減らすことができるものがあるよ



資源になりそうなもの
(かん・びん・紙など)

減らせそうなものは
約半分はあるよ。

生ごみを減らすには3きり！



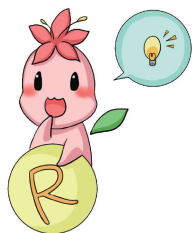
次は、Reuse
リユース
繰り返し使う

捨てるのちょっと待って!! 捨てるごみの中には、まだ使えるものがたくさんあります。和歌山市のHPにも掲載しています。和歌山市と連携協定を結んだ『おいくら』・『ジモティー』を利用してみませんか? 自分は使わない物を譲ったり、売ったりできます。不要になった物を欲しい人に譲ることがリユースにつながります。さらに物を大切に長く使うことがリユースにつながります。

【おいくら】再販価値のある品物 ▶ 見積依頼 ▶ 買取店から見積が届く ▶ 要望に合う
《利用者の声》 買取店が見つかる
昔、買った指輪やブランド品など査定をしてもらい買い取ってもらった。
今は、使わないものだったのでお金になり良かったです。

【ジモティー】使用可能な品物 ▶ ジモティー ▶ 買い手買い手を探す
《利用者の声》
地元の方にお譲りするので、軽トラなどで取りに来てくれます。
引っ越しで日も迫ってくるので、いろんな物がたくさんありました。
食器棚、ギターケース、コタツ、折り畳み机、カラーボックスなど、
無料で簡単に引き取ってくれました。

まだまだ使えそうだからリユースしよう



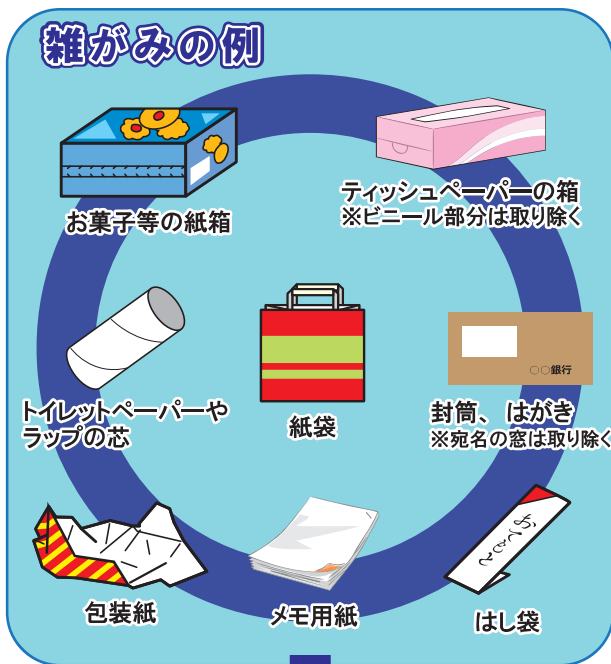
和歌山市 HP ↑

詳しくは、こちらから

和歌山市の資源分別でさらにお願いしたいのが紙の分別です。

最後に、Recycle
リサイクル
分けて資源にする

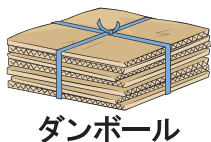
ティッシュの箱やお菓子の箱など一般ごみに入れていませんか?
雑がみとして紙袋に入れてもらおうと紙袋ごとリサイクルできごみの減量につながります。



「一般ごみ」の日に出す!

紙袋に入れて、中が出ないように紐で縛る

少量のときは、雑誌の間に挟み紐で縛る



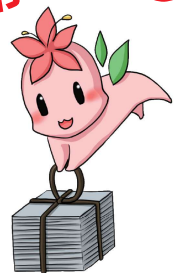
雑誌・本



新聞・チラシ



しっかり分別してね



種類ごとにひもで十字に束ねて出してください。雨の日は次回に回してください。

粗大ごみネット申込みについて

パソコンかスマホで申込みできます。

<https://www.sodai-wakayama-city.jp/>



粗大ごみ申込み QR コード



和歌山市に居住し電話申込みで、令和3年4月1日以降に、申込みをしたことがある方は、令和7年8月1日よりネットにて24時間申込みできるようになりました。

初めての方や内容に変更がある方は、電話にて申込みをお願いします。

○申込みについて

○申込みできない品目

○インターネットの締め切り日

○粗大ごみの出し方

などの注意事項をお読みいただき同意の上、申込みください。

電話申込み、お問合せ

粗大ごみ受付センター

ナビダイヤル：0570-666-202

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）

午前8時30分～午後4時

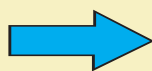
和歌山市からのお願い

事業所から発生したごみの適正処理について

量や質に関係なく、家庭ごみと同じようなものであっても

お店や会社から発生したごみは、家庭ごみ置場に出すことはできません!!

事業系ごみを家庭のごみ置場に出している等、見かけた場合は廃棄物対策課までご連絡ください。



少量でも家庭ごみ置場に排出してはいけませんね。



(参考)

事業所から発生したごみを家庭系ごみの集積場に出すと、不法投棄となるおそれがあり、廃棄物処理法第16条違反として、5年以下の拘禁刑もしくは、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方が科せられます。

ルールを守って
ゴミを出しましょう



事業系ごみ袋について

排出物が確認できるよう、透明もしくは半透明のごみ袋を利用してください。
※家庭用和歌山市指定ごみ袋及び他都市指定ごみ袋の使用は禁止しています。

事業者向けごみ分別・廃棄について

リクルネットでは、事業系ごみの処理方法の詳細について見ることができます。

QRコードを
読み取ってね



庭木の剪定枝や草刈りの草の処理方法

①一般ごみに出す

剪定枝は、長さ 50cm 以下、太さ 8cm 以内にして束ねてください。
刈草が沢山ある場合は、市の指定袋に入れて 2、3 袋ずつに分けて出してください。



②青岸ストックヤードへ自己搬入する

剪定枝は長さ 1m 以下、太さ 8cm 以内に切って下さい。



○野外焼却（野焼き）とは

法令で定められた焼却炉を使わずに、ドラム缶や一斗缶等を使用してごみを燃やしたり、庭先や空き地などで、直接ごみを燃やす行為のことです。これは**法律で禁止**されており、厳しい罰則が設けられています。（廃棄物処理法第 16 条の 2）なお、禁止の例外扱いとなる場合もありますが、**例外行為であっても次のような行為があれば、指導やお願いをさせていただく場合がありますので十分注意してください。**

☆周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしている場合

☆頻繁に焼却している場合

☆道路が濃煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合

野外焼却（野焼き）は
禁止されてるよ



周辺住民の生活環境配慮一例

- ・風向きを考慮する
- ・焼却中は責任を持って監視する
- ・燃やす量は少量にする
- ・消火用の水等を用意する
- ・事前に近隣住民へ声をかける



和歌山市民憲章



1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

4. 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。

2. 互いに助け合い、希望にみちたまちをつくりましょう。

5. 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

3. きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。

■発行／和歌山市廃棄物対策課

和歌山市の「ごみ」に関する情報は、和歌山市 LINE 公式アカウントやリリクルネットにも掲載しています。ぜひ、ご利用ください

リリクルネット：<http://www.rerecle.net/>

和歌山市 HP：<http://www.city.wakayama.wakayama.jp>

【お問合せ】電話 073-435-1352 FAX 073-435-1270 E-mail haitai@city.wakayama.lg.jp



公式リリクルインスタグラム



ライン公式アカウント



リリクルネット